

近畿大学看護学部設置に係る寄附行為変更認可申請

寄 附 行 為

学 校 法 人 近 畿 大 学

令和7年4月1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人近畿大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを教育の目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第19条による収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 近畿大学

大学院（法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、建築学研究科、情報学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム）

法学部（法律学科）

経済学部（経済学科、総合経済政策学科、国際経済学科）

経営学部（経営学科、商学科、会計学科、キャリア・マネジメント学科）

理工学部（理学科、生命科学科、応用化学科、機械工学科、電気電子通信工学科、社会環境工学科、情報学科、エネルギー物質学科）

建築学部（建築学科）

薬学部（医療薬学科、創薬科学科）

文芸学部（文学科、芸術学科、文化・歴史学科、文化デザイン学科）

総合社会学部（総合社会学科）

国際学部（国際学科）

情報学部（情報学科）

農学部（農業生産科学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科）

医学部（医学科）

生物理工学部（生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科）

工学部（化学生命工学科、機械工学科、情報学科、建築学科、電子情報工学科、ロボティクス学科）

産業理工学部（生物環境化学科、電気電子工学科、建築・デザイン学科、情報学科、経営

ビジネス学科)

通信教育部 (法学部法律学科、建築学部建築学科)

(2) 近畿大学短期大学部 商経科、通信教育部 (商経科)

(3) 近畿大学九州短期大学 生活福祉情報科、保育科、通信教育部 (生活福祉情報科、保育科)

(4) 近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科

(5) 近畿大学附属高等学校 全日制課程 (普通科)

(6) 近畿大学附属新宮高等学校 全日制課程 (普通科)

(7) 近畿大学附属豊岡高等学校 全日制課程 (普通科)

(8) 近畿大学附属福岡高等学校 全日制課程 (普通科、看護科)

(9) 近畿大学附属広島高等学校福山校 全日制課程 (普通科)

(10) 近畿大学附属和歌山高等学校 全日制課程 (普通科)

(11) 近畿大学附属広島高等学校東広島校 全日制課程 (普通科)

(12) 近畿大学附属中学校

(13) 近畿大学附属和歌山中学校

(14) 近畿大学附属新宮中学校

(15) 近畿大学附属広島中学校福山校

(16) 近畿大学附属豊岡中学校

(17) 近畿大学附属広島中学校東広島校

(18) 近畿大学附属小学校

(19) 近畿大学附属幼稚園

(20) 近畿大学九州短期大学附属幼稚園

(21) 近畿大学附属看護専門学校 看護専門課程

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

水産業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、学校法人近畿大学理事・評議員選任委員会 (以下、「理事・評議員選任委員会」という。理事・評議員選任委員会の構成員は、理事5名、評議員5名及び学外有識者2名とする。

- 2 理事・評議員選任委員会の構成員のうち、理事5名は理事の互選によって、評議員5名は評議員の互選によって、学外有識者2名は理事・評議員選任委員会の決議によって選任する。
- 3 理事・評議員選任委員会の構成員の任期は、1年とする。
- 4 理事・評議員選任委員会の構成員は、理事又は評議員を退いたときは、理事・評議員選任委員会の職を失うものとする。
- 5 理事・評議員選任委員会は、理事長が招集する。
- 6 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事・評議員選任委員会を招集する。
- 7 理事・評議員選任委員会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 8 理事・評議員選任委員会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 9 理事・評議員選任委員会の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の総数の過半数が出席し、構成員の総数の過半数をもって行う。
- 10 前項の規定にかかわらず、理事の解任の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 11 理事・評議員選任委員会の構成員は、書面又は電磁的方法により理事・評議員選任委員会の議決に加わることができる。
- 12 監事又は評議員会は、理事・評議員選任委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事・評議員選任委員会招集権者（第5項及び第6項に規定する者をいう。以下この項）に対し、理事・評議員選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事・評議員選任委員会招集権者は、理事・評議員選任委員会を招集しなければならない。
- 13 理事・評議員選任委員会の議事録その他理事・評議員選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

（理事の選任）

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）学長又は校長のうちから理事・評議員選任委員会において選任した者 1名
- （2）前号に掲げるもののほか、理事・評議員選任委員会において選任した者 4名以上7名以内
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事・評議員選任委員会は、理事の総数が5名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵

守しなければならない。

(理事の任期)

第 10 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第 11 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事・評議員選任委員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事・評議員選任委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から 2 週間以内に理事・評議員選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から 2 週間を経過した日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第 12 条 理事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

第 2 節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第 13 条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第 14 条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長の職は、理事会において理事の総数の4分の3以上の決議によって解職することができる。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち1名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち1名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行うことができる。

（代表権の制限）

第16条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

（招集）

第18条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。理事長が決議について特別の利害関係を有する場合及び理事長が欠席した場合も、同様とする。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 重要な資産の処分

(4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

(7) 重要な資産(積立金を除く。)の取得並びに重要な資産のうち土地に係る改良及び重要な資産のうち建物又は構築物に係る増設に関する事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

- 4 前3項の規定にかかわらず、第33条第1項第4号の評議員の解任の決議は、理事の総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第48条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第 23 条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が 2 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第 24 条 監事の選任に当たっては、私立学校法第 3 1 条第 3 項及び第 6 項並びに第 4 6 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第 25 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 26 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 3 0 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 27 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 28 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 29 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事・評議員選任委員会を含む。）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事・評議員選任委員会の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事・評議員選任委員会の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第 30 条 監事のうち 1 名を常勤監事とし、各監事の意見を聴いて、理事長が選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第 31 条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第 32 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第 33 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事・評議員選任委員会において選任した者 1 名以上 4 名以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事・評議員選任委員会において選任した者 1 名
 - (3) 有識者の中から、理事・評議員選任委員会において選任した者 1 名
 - (4) 有識者の中から、理事会において選任した者 3 名以上 6 名以内
- 2 評議員の半数（総数が奇数になるときは、総数から 1 を差し引いた数の 2 分の 1 に相当する人数）は、理事会で選任するものとする。
- 3 第 1 項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 第 7 条第 9 項の規定にかかわらず、評議員の解任の決議は、理事・評議員選任委員会の構成員の総数の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 5 理事会及び理事・評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第 1 項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
- 7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会規程において定める。

(評議員の資格)

第 34 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第 35 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 36 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 37 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第 38 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄付金品の募集に関する事項
- (9) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第39条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第40条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第41条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

5 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 43 条 前条第 3 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 5 項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第 44 条 第 29 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 42 条第 5 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第 45 条 前 3 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第 46 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第 47 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

3 前 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第 48 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第 49 条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第50条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事長のほか、理事会から指名された理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第51条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第52条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第53条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第54条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第 55 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第 2 節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第 56 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 9 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 57 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 58 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 59 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 60 条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 9 2 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 9 2 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第 61 条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 9 2 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第 10 章 資産及び会計

(資産)

第 62 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 63 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(重要な資産の処分の制限)

第 64 条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 65 条 運用財産のうち積立金は、確実な保管方法によって、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 66 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 67 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 68 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 69 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 70 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 カ月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 76 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し若しくはこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付し、又は法令で定める方法によりこれを表示したものを閲覧に供し若しくは電磁的方法であってこの法人が定めたものにより提供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 71 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

第 11 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 72 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 12 章 解散及び合併

(解散)

第 73 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 74 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した他の学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第 75 条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 13 章 補則

(情報の公表)

第 76 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

(公告の方法)

第 77 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第 78 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為は、昭和 26 年 2 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 2 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 11 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 54 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 2 月 25 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 3 月 26 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 58 年 3 月 9 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 59 年 7 月 28 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 9 月 5 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 10 月 18 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 12 月 23 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 62 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 2 月 17 日から施行する。

昭和 63 年 10 月 18 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 12 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年 3 月 31 日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成 2 年 5 月 28 日から施行する。

(施行期日)

平成 2 年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第4号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成3年1月14日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成3年12月20日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年3月19日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年7月8日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年12月21日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成5年1月28日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月10日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月16日から施行する。

平成6年4月1日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成6年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(近畿大学九州短期大学の生活文化科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活文化科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成7年11月10日から施行する。

平成8年3月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年9月2日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年12月19日から施行する。

平成9年12月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年2月20日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年6月22日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年12月22日から施行する。

(施行期日)

平成10年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(近畿大学の九州工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の九州工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

平成11年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(近畿大学工業高等専門学校機械工学科、電気工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学工業高等専門学校機械工学科、電気工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第6号の規定にかかわらず平成12年3月31日に、熊野工業高等専門学校の機械工学科電気工学科及び土木工学科に在籍する者が、在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

（施行期日）

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部の存続に関する経過措置）

近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学部等に在籍する者が、当該学部の在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

（近畿大学九州短期大学の生活情報科の存続に関する経過措置）

近畿大学九州短期大学の生活情報科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

（近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科の存続に関する経過措置）

近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成13年8月1日から施行する。

（施行期日）

平成13年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科に存続するものとする。

（施行期日）

平成13年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科の存続に関する経過措置）

近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成14年7月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成14年10月28日から施行する。

（施行期日）

平成14年9月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

（近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部経営法学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

平成17年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成17年4月1日から施行する。

(近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科の存続に関する経過措置)

近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科は、改正後の寄附行為第4条第1号及び第4号並びに第8号の規定にかかわらず平成17年3月31日に、当該研究科及び学科並びに科に在籍する者が、当該研究科及び学科並びに科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成18年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成18年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年12月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成20年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成20年5月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成23年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成24年4月1日から施行する。

（近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成24年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成25年4月1日から施行する。

（近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年5月23日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年10月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

（近畿大学の産業理工学部電気通信工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の産業理工学部電気通信工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成28年5月27日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成29年4月1日から施行する。

（近畿大学の生物理工学部システム生命学科、人間工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の生物理工学部システム生命学科、人間工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成29年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成29年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成30年2月5日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（平成30年9月6日）から施行する。

この寄附行為の改正は、平成31年4月1日から施行する。

（近畿大学農学部バイオサイエンス学科の存続に関する経過措置）

近畿大学農学部バイオサイエンス学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和元年5月22日から施行する。

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和3年3月30日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和3年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、令和4年4月1日から施行する。

（近畿大学の理工学部電気電子工学科の存続に関する経過措置）

近畿大学の理工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和4年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。この寄附行為の改正は、令和4年5月26日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和4年7月7日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年8月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、理事と評議員を兼ねる者については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会終結時よりも後に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

令和7年3月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、令和8年4月1日から施行する。

学校法人近畿大学寄附行為 新旧対照表

新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 近畿大学 (省略) 医学部(医学科) <u>看護学部(看護学科)</u> 生物理工学部(生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科) <u>附 則</u> <u>令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和8年4月1日から施行する。</u>	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 近畿大学 (省略) 医学部(医学科) (新設) 生物理工学部(生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類													
年 度			令和元 年度	令和2 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	合 計
区 分			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		230,818	-	150,788	-	-	-	-	-	-	-	381,605
	施 設	基 準 内		60,040	48,673	553,738	1,510,406	187,770	-	-	-	-	2,360,625
		基 準 外		9,095	7,373	83,875	228,780	27,056	-	-	-	-	356,177
	設 備	図 書	-	-	-	-	-	13,060	6,060	-	-	-	19,120
		教 具											
		校 具 品	-	-	-	-	-	274,984	-	-	-	-	274,984
	小 計		230,818	69,134	206,832	637,612	1,739,186	502,870	6,060	0	0	0	3,392,510
新設校の開設年度の経常経費													
合 計			230,818	69,134	206,832	637,612	1,739,186	502,870	6,060	0	0	0	3,392,510

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	-
		基 準 外	-
	設 備	図 書	500,658千円
		教具・校具・備品	2,201千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
第2号基本金引当特定資産	1,200,000千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から組み入れた第2号基本金引当特定資産30,000,000千円から、令和6年度に700,000千円(施設)を支出している。また、開設年度の前年度にも500,000千円(施設214,826千円、設備285,174千円)を財源に充当する。
施設設備引当特定資産	600,000千円	令和5年度までに学納金等事業活動収入から組み入れた施設設備引当特定資産65,000,000千円から、令和6年度に600,000千円(施設)を財源に充当し支出している。
現金預金	1,592,510千円	令和6年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた現金預金から、令和元年度に230,818千円(校地)、令和2年度に69,134千円(施設)、令和4年度に206,832千円(校地150,788千円、施設56,046千円)、令和5年度に637,612千円(施設)、令和6年度に439,184千円(施設)を支出している。その残金にあたる令和6年度末現金預金残高は59,194,922千円であるが、そのうち8,930千円を財源に充当する。
合 計	3,392,510千円	

財 産 の 一 覧 (総 括 表)

科 目 \ 年 度	令和5年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和6年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和7年3月31日)
一 基本財産	270,155,269千円	302,561,150千円	302,561,150千円
二 運用財産	213,877,890千円	187,684,655千円	187,684,655千円
三 収益事業用資産	5,602,593千円	5,713,651千円	5,713,651千円
四 負債額	61,993,692千円	60,788,841千円	60,788,841千円
1 固定負債	26,508,293千円	26,298,037千円	26,298,037千円
2 流動負債	35,485,399千円	34,490,804千円	34,490,804千円
五 収益事業用負債	524,161千円	448,549千円	448,549千円
六 基本財産＋運用財産	484,033,159千円	490,245,805千円	490,245,805千円
七 純資産(六一四)	422,039,467千円	429,456,964千円	429,456,964千円

貸借対照表

令和 7年 3月31日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	[414,850,815,508]	[405,856,035,917]	[8,994,779,591]
有形固定資産	(334,435,939,820)	(302,031,260,027)	(32,404,679,793)
特定資産	(72,372,906,256)	(96,005,993,546)	(△23,633,087,290)
その他の固定資産	(8,041,969,432)	(7,818,782,344)	(223,187,088)
流動資産	[75,394,989,255]	[78,177,122,796]	[△2,782,133,541]
資産の部 合計	490,245,804,763	484,033,158,713	6,212,646,050
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	[26,298,036,646]	[26,508,292,721]	[△210,256,075]
流動負債	[34,490,804,326]	[35,485,399,050]	[△994,594,724]
負債の部 合計	60,788,840,972	61,993,691,771	△1,204,850,799
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	[481,357,648,807]	[477,295,119,813]	[4,062,528,994]
第1号基本金	459,374,315,170	445,706,945,505	13,667,369,665
第2号基本金	10,000,000,000	20,000,000,000	△10,000,000,000
第3号基本金	1,005,993,546	1,005,993,546	0
第4号基本金	10,977,340,091	10,582,180,762	395,159,329
繰越収支差額	[△51,900,685,016]	[△55,255,652,871]	[3,354,967,855]
純資産の部 合計	429,456,963,791	422,039,466,942	7,417,496,849
負債及び純資産の部 合計	490,245,804,763	484,033,158,713	6,212,646,050

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和7年度	医学部及び近畿大学病院移転整備計画 【看護学部含む】	【全体】 鉄筋コンクリート造他 (所在地) 大阪府堺市南区三原台1丁3番 9,10,11,12,13 2丁2番11 校地面積:115,837.26㎡ 施設面積:130,378.41㎡ 【うち看護学使用部分】 ※【】内は按分後の面積 校地面積:51,398.79㎡ 【18,503.56㎡】 施設面積:29,038.51㎡ 【10,556.14㎡】 教育棟 鉄筋コンクリート6階建:18,354.24㎡ 【6,709.80㎡】 (基準内合計:6,709.80㎡) 体育館 鉄骨1階建: 1,568.62㎡ 【564.70㎡】 部室棟 軽量鉄骨1階建: 330.65㎡ 【119.04㎡】 グラウンド: 7,488.00㎡ 【2,695.68㎡】 テニスコート: 1,297.00㎡ 【466.92㎡】 (基準外合計:3,846.34㎡) 設備関係 図書:2,256冊 教具校具備品:6,160点	【全体】 平成30年4月～ 令和8年3月 (令和7年7月完成予定) 【うち看護学部使用部分】 施設関係 令和5年6月着工 令和7年7月完成予定 設備関係 図書: 令和8年3月他購入予定 教具校具備品: 令和7年10月購入予定	

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和7年度	医療機器・設備の導入・更新 (近畿大学病院)	近畿大学病院医療機器更新	令和2年4月～ 令和17年3月	
	近隣土地購入費用	東大阪キャンパス近隣土地購入	令和7年4月～ 令和10年3月	
	空調設備整備計画	東大阪キャンパス各号館空調設備整備	平成27年4月～ 令和15年3月	
	電気設備修繕工事	東大阪キャンパス各号館LED化工事、防火設備・電気設備更新等工事	平成23年4月～ 令和17年3月	
	100周年記念館(仮称)建築事業	100周年記念館(仮称)建築	令和6年4月～ 令和10年3月	
	各号館整備事業	旧本館等解体撤去 各号館改修、建物是正工事等	令和2年6月～ 令和9年3月	

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和7年度	医療機器・設備の導入・更新 (近畿大学奈良病院)	近畿大学奈良病院医療機器更新	令和4年4月～ 令和17年3月	
	病院情報基幹システム更改 (近畿大学病院)	近畿大学病院情報システム更改	令和3年4月～ 令和17年3月	
	次期財務会計システム更改	財務会計システム更改	令和3年10月～ 令和11年3月	
	校舎改修計画	附属高等学校・中学校各教室、管理棟、図書館等の内装・照明・空調更新工事	令和5年4月～ 令和15年3月	
	病院情報基幹システム更新 (近畿大学奈良病院)	近畿大学奈良病院情報システム更新	令和4年4月～ 令和17年3月	
	BYOD用仮想デスクトップサービスの展開(PC教室クラウド化)	東大阪キャンパスPC教室整備	令和6年4月～ 令和8年3月	
	奈良キャンパス整備事業計画	奈良キャンパス 教育研究活動関連施設整備、学生サービス関連施設整備、キャンパスインフラ関連整備	令和4年4月～ 令和8年3月	
	生駒合宿所建替事業	基本設計・実施設計・建築確認申請 既存合宿所解体、新築工事	令和6年4月～ 令和9年3月	

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和7年度	次期教務学生システム更改	教務学生システム更改	令和4年4月～ 令和9年3月	
	38号館コージェネレーションガスシステム更新工事	東大阪キャンパス38号館コージェネレーションガスシステム更新	令和6年4月～ 令和9年3月	
	KUDOS棟情報処理教室の更改	東大阪キャンパスクライアントPC教室関連機器整備	令和6年4月～ 令和12年3月	
	ネットワーク環境更新	近畿大学奈良病院ネットワーク環境更新	令和4年4月～ 令和17年3月	
	給排水設備整備計画	東大阪キャンパス各号館給排水設備更新	平成28年4月～ 令和15年3月	
	各号館トイレ整備計画	東大阪キャンパス各号館トイレ整備	平成29年4月～ 令和15年3月	
	調整池補修工事	奈良キャンパス調整池補修工事	令和6年4月～ 令和11年3月	
	記念会館天井改修計画	吊り天井解体及び撤去等	令和7年4月～ 令和9年3月	

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和7年度	教室改修	和歌山キャンパス1・3号館改修工事	令和7年4月～ 令和11年3月	
令和8年度	奈良キャンパスGHP空調機 更新工事	奈良キャンパスGHP空調機更新	令和8年4月～ 令和14年3月	
令和8年度	奈良キャンパス校舎等 外壁他改修工事	奈良キャンパス教室等・研究棟・第1 共同研究棟・第2共同研究棟・体育館 外壁等改修工事	令和8年4月～ 令和14年3月	
令和9年度	C館(教室棟)教室リニューア ル、床改修、壁塗装工事	広島キャンパス教室の机・椅子入 替、BYOD対応及び教室・廊下の床 貼替、壁の再塗装	令和9年4月～ 令和11年3月	
令和10年度	該当なし			
令和11年度	該当なし			

様式第10号その1(第13条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目 \ 年 度	開 設 年 度	令和9年度	令和10年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	206,500	399,000	591,500	784,000
手数料収入	64,672	65,161	65,649	66,138
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	0	0	0	0
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0	0
医療収入	0	0	0	0
受取利息・配当金収入	0	0	0	0
雑収入	4,100	6,687	9,275	11,862
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	220,250	316,500	412,750	412,750
その他の収入	0	0	0	0
他の会計単位からの繰入額	131,008	157,355	12,405	0
資金収入調整勘定	0	▲ 220,250	▲ 316,500	▲ 412,750
前年度繰越支払資金	0	0	0	0
収入の部合計	626,531	724,453	775,079	862,000

(支出の部)

(単位 千円)

科 目 \ 年 度	開 設 年 度	令和9年度	令和10年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	442,786	512,567	529,563	529,725
教育研究経費支出	158,579	192,575	226,954	255,469
管理経費支出	15,792	14,114	13,728	13,786
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	222	73	98	1,157
設備関係支出	9,151	5,124	4,737	4,039
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	0	0	0	0
[予備費]	0	0	0	0
資金支出調整勘定	0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	0	0	0	57,825
支出の部合計	626,531	724,453	775,079	862,000

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目			年 度	開 設 年 度	令和9年度	令和10年度	完 成 年 度
				新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	206,500	399,000	591,500	784,000	
		手数料	64,672	65,161	65,649	66,138	
		寄付金	0	0	0	0	
		経常費等補助金	0	0	0	0	
		付随事業収入	0	0	0	0	
		医療収入	0	0	0	0	
		雑収入	4,100	6,687	9,275	11,862	
	教育活動収入 計		275,272	470,848	666,424	862,000	
	支出	人件費	656,096	549,084	545,892	535,511	
		教育研究経費	282,811	316,811	351,191	379,708	
		管理経費	18,564	16,886	16,500	16,558	
		徴収不能額等	0	0	0	0	
		教育活動支出 計	957,471	882,782	913,583	931,777	
	教育活動収支差額		▲ 682,199	▲ 411,934	▲ 247,159	▲ 69,777	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	
		教育活動外収入 計	0	0	0	0	
	支出	借入金等利息	0	0	0	0	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	
		教育活動外支出 計	0	0	0	0	
	教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		▲ 682,199	▲ 411,934	▲ 247,159	▲ 69,777		
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	0	
		特別収入 計	0	0	0	0	
	支出	資産処分差額	0	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	0	
		特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	0		
基本金組入前当年度収支差額		▲ 682,199	▲ 411,934	▲ 247,159	▲ 69,777		
基本金組入額合計		▲ 9,373	▲ 5,197	▲ 4,835	▲ 5,196		
当年度収支差額		▲ 691,572	▲ 417,130	▲ 251,994	▲ 74,973		
前年度繰越収支差額		0	▲ 691,572	▲ 1,108,702	▲ 1,360,696		
基本金取崩額		0	0	0	0		
翌年度繰越収支差額		▲ 691,572	▲ 1,108,702	▲ 1,360,696	▲ 1,435,669		

(参考)

事業活動収入 計	275,272	470,848	666,424	862,000
事業活動支出 計	957,471	882,781	913,583	931,777

令和 8 年度開設予定の大学の学部等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の
認可申請に関する学校法人分科会の意見に対する回答について
(学生の確保の見通し)

学 校 法 人 名 等	大 学 名 等	学部・学科・研究科名
近畿大学	近畿大学	看護学部

1. (意見)

既設組織の定員未充足の改善方策について説明すること。(近畿大学九州短期大学保育科)

(回答)

表 1 のとおり、令和 7 年度入学者は 35 人、入学定員充足率は 0.50 倍と令和 6 年度に比較して、減少している。

減少の要因として、保育士の労働環境の悪さや保育現場で起こった送迎バス園児の置き去り事故等、イメージの悪さが払拭できていないことがあげられる。また、全国における 18 歳人口の減少に加え、令和 6 年度大学進学率が 59.1%と過去最高となったのに対し、短期大学進学率が 3.1%と減少傾向が続いており、全国的に学生募集停止する短期大学が相次ぐことから、生徒、保護者等が短期大学への進学を敬遠する傾向にあることが考えられる。

このような、全国及び本学所在地域の短期大学の置かれた状況を踏まえ、本学保育科は令和 8 年度から入学定員 70 人を 50 人に、収容定員 140 人を 100 人に変更し適正化を図る。

なお、今後、通学課程の定員充足を図ることで、私立大学等経常費補助金(一般補助)における収容定員充足率による補助金減額率の緩和・解消が進むため、収支改善につながると考えている。

本学保育科は、卒業生のほぼ全員が、2 年間で幼稚園教諭二種免許、保育士資格を同時に取得しており、保育専門職としての就職が圧倒的多数のため、昭和 41 年の学科開設以来約 5,200 人の卒業生を輩出している。これらの実績が評価され、本学と多くの園の信頼関係構築に結びついている。今後も、本学保育科の保育士養成における特長ある教育への取り組みを継続し、保育現場との信頼関係を継続・拡大することで定員の充足を図っていく。

現在、学生募集のための広報活動は学内の教職員で構成された入試制度・広報委員会及び教学担当職員が担当しており、オープンキャンパスの企画・実施、大学案内や入学試験要項の作成・配布、高校訪問等を行っている。

特に高校訪問は、入学実績の多い筑豊地域の高等学校を中心に福岡地区、北九州地区、新規地区の高等学校に展開し、年間のべ訪問回数 90 回を目標に取り組んでいる。そして、高校内の進学ガイダンスや模擬講義については、分野に応じて保育科教員が担当し、参加した生徒のオープンキャンパスへの誘導に取り組んでいる。本学の場合、オープンキャンパス参加者の約 7 割が受験・入学するため、参加者確保は志願者を予測するうえで重要となっている。そこで令和 5 年度入試に向けたオープンキャンパスが計 4 日間(4 回)開催であったのに対し、令和 6 年度入試に向けたオープンキャンパスからは計 5 日間(うち 4 日間は 2 部制で 9 回)開催に増やした。令和 7 年度入試に向けたオープンキャンパスについても、計 5 日間(2 部制で 10 回)開催し、別に個別相談会や保護者対象入学説明会等も行っている。

また、近年は本学教員が近隣地域の中学校で出前授業を行い、保育士の魅力を直に伝える連携事業に取り組んでいる。また、ピアノが苦手な生徒には苦手意識解消、反対に得意な生徒にはピアノの技術を活かせる職業となる保育士を紹介する「ピアノクリニック」の開催や、自治体との連携事業(保育士研修会)も継続的に行っている。さらに、福岡県内の短期大学進学者の約 35%が県外からの入学者であることから、県外地区の受験者層開拓を継続する。

今後、入学定員、収容定員を削減しても、教育活動や学生支援についてはより丁寧で充実したものにすることを PR していく。また、ホームページコンテンツの見直しや、SNS を活用して情報発信するこ

とが必要であるため、以下の1～4の内容を強化する。

1. ターゲット層の拡大

福岡県内の受験者層へのアプローチを継続的に行うため、「高校の進路指導担当教員向け説明会の開催」「体験授業の充実（保育体験ができるイベントの開催等）」等に取り組んでいく。また、社会人がリカレント教育、キャリアチェンジに本学を活用しやすくする仕組みとして、現在、厚生労働省の職業訓練生の一環として、委託訓練（長期高度人材育成コース）に係る保育士養成科訓練生の受け入れを行っている。筑豊地区は、周辺都市部に比べて大きな産業や企業進出がないため、雇用促進の観点から人材不足が深刻な保育分野が見込まれており、例年、5人程度の訓練生を受け入れてきたが、令和7年度入試においては、募集定員6人に対し、志願者8人となった。今後は、当該事業の窓口である筑豊地区のハローワークとさらに連携し、当該事業に関心を持つハローワーク利用者に対して受講内容や卒業後の就職支援について個別説明等を実施する等、職業訓練生の受け入れをさらに強化していく。

2. 保育業界との連携強化

教育の集大成としての総合発表会を広く公開し、また、本学保育科と実習園との意見交換会を通じて、今、現場で求められるより実践的な人材の育成に取り組んでいく。

3. 魅力的な学びの提供

前述のより実践的な教育（例えばICT活用等）に取り組む。四年制大学への編入における他大学との協力体制の構築を図る。

4. デジタルを活用した広報

SNSや動画によるWebマーケティングの一環として、学生による日常や授業風景の紹介。高校生の保護者をターゲットとした情報発信と相談会、説明会の強化を図る。

以上の取り組みにより、本学保育科の令和8年度入試以降の入学者は、オープンキャンパス参加者層から定員の7割（35人）、新規校・県外校から2割（10人）、社会人層から1割（5人）の確保を目指す。

表1 近畿大学九州短期大学保育科の入学動向

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員（人）	70	70	70	70	70	70
入学者数（人）	52	51	48	46	50	35
入学定員充足率	0.74	0.73	0.69	0.66	0.71	0.50
収容定員（人）	140	140	140	140	140	140
学生数（人）	113	102	97	90	93	85
収容定員充足率※	0.80	0.72	0.69	0.64	0.66	0.60

5月1日現在

※収容定員充足率は、小数点以下第2位（第3位を切り捨て）で算出しています。

令和 8 年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る学校法人の寄附行為変更
の認可申請に関する学校法人分科会の意見に対する回答について
(書面・面接審査)

学校法人名等	大学名等	学部・学科・研究科名
近畿大学	近畿大学	看護学部

1. (意見) 令和 6 年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。

(回答)

当該評議員は、本務が多忙であったことに加え海外出張も多かったことから、日程の調整がつかず、令和 6 年度中に開催された評議員会に一度も出席することができなかった。なお、評議員会の資料については事前に共有し、書面にて回答もあった。今後は、各評議員の事情も十分に踏まえたうえで調整を行うとともに、運営体制の改善・強化に努めていく。
なお、当該評議員は、令和 7 年 4 月の私立学校法改正に伴う体制変更により、現在は退任している。

2. (意見) 会議の運営が寄附行為に基づき行われていないため、その理由と今後の改善の方策を説明すること。【理事会及び評議員会の開催順序(令和 5 年度監事の監査報告)】

(回答)

私立学校法改正前の旧寄附行為では会議の開催順序を規定していなかった。
私立学校法改正後の新寄附行為では第 69 条に開催順序を規定しているため、それに基づき、適切に会議を運営している。

3. (意見) 財務書類等の備付けが遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。
今後は特段の事情のない限り、法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。

(回答)

令和 5 年度の財務書類等については、令和 6 年 5 月 31 日付で備え付けを行っており、所定の期日までに手続を完了している。また、令和 7 年 3 月に提出した「審査参考資料総括表」においても、備付日を「5 月 31 日」と記載していた。
しかしながら、「審査参考資料」には誤った備付日を記載していたため、令和 7 年 6 月の追加提出書類において、当該箇所を修正した。

4. (意見) 未整備の規程を整備すること。(情報公開に関する規程)

(回答)

令和 4 年 12 月 1 日から「情報公開ガイドライン」を定めたうえで対応を行っていたが、このたびの意見を踏まえ「学校法人近畿大学情報公開規程」を新たに令和 7 年 7 月 1 日付で制定した。
(資料 1)

5. (意見) 現在係争中の訴訟において、現状及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。

(回答)

令和 6 年 12 月 24 日に提訴した 8 件の奨学金返還訴訟については、令和 7 年 2 月から 3 月においてすべて判決言渡し、和解により、終結した。

現在係争中の令和 7 年 4 月 8 日に提訴した元学生に対する奨学金返還訴訟については、第一回口頭弁論期日が終了し、相手方から分割払いの要望があったことから、和解による終結を想定している。

6. (意見) 審査参考資料において、教学監査の実施実績を「有」としているが、実施した監査の方法及び内容の説明が不明確であることから、実施方法と監査内容を具体的に説明すること。

(回答)

教学監査の一つの手法として議事録閲覧を実施している。

教学運営会議議事録に基づき、「教育理念・目標と質保証」「教育活動とカリキュラム」「研究活動と研究力強化」「学生の受け入れと学生支援」「大学運営と安全管理」等の教学関連事項が協議されていることを把握している。議事録を閲覧することで、どのような議論・過程を経て意思決定されたかを確認している。確認にあたっては、適法性の観点にとどまらず学校法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には、監事として指摘を行っている。

監査内容としては、全学 3 ポリシーの見直し・策定は学修成果可視化と国際通用性向上を目指す重要な取り組みであり、そのプロセスを注視している。また、大学における教育・研究活動が、大学の目標達成にどのように貢献しているかを点検・評価し、課題への議論と取り組みを確認している。

具体的には、研究活動に関する監査は監査室内部監査課を中心に、「研究費ガイドブック」に基づき、研究費の適正な運用・管理が実施されているかを確認している。これは教学監査の一環として実施しており、監査の種類としては、書類監査及びヒアリングを伴う研究者ヒアリング、アルバイトヒアリング、現物確認、業者ヒアリング等を実施している。

書類監査では、採択件数の 1 割以上を抽出（未監査研究者優先）し、不正発生要因を考慮した質的選定を行っている。10 月から 2 月に実施した。

研究者ヒアリングの一部である旅費確認では、出張日程と出勤簿の照合、出張事実の証憑確認を実施している。実施期間は 7 月から 1 月で、約 20 回実施した。

アルバイトヒアリングでは、業務内容・勤務管理方法の確認および不正懸念事項の聞き取りを行っている。実施期間は 7 月から 12 月で、9 回実施した。

現物確認では、高額物品（10 万円以上）・図書（5 万円以上）の全数確認と換金性の高い消耗品の使用状況確認を行っている。実施期間は 7 月から 3 月で、研究者 241 名に対して実施した。

業者確認では、発注金額が大きい等不正リスクの高い取引のある 19 業者を抽出し、7 月から 2 月にヒアリングを実施した。

監査を実施した所管に対しては、内部監査報告書を送付し、指摘事項等があれば改善するよう促し、次年度フォローアップの際に、改善できているか確認している。

また、FD（ファカルティ・デベロップメント）に関する研修の受講状況の確認および研修への参加を行っている。さらに、教員の外部資金獲得状況や研究費の使用適正性の確認を行っており、「公的研究費に係る不正防止対策の実施状況に対する監査」を確認し、理事会で報告を行っている。

監事は、監査室内部監査課や関係する各部署と連携し報告を受け、内部監査報告書を含む各種報告書、議事録、記録等を確認することにより、適切に教学監査を行っている。

学校法人近畿大学情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、本法人が社会的責任を果たすとともに広く社会から理解を得るため、保有する情報の公開及び開示に関し必要な事項を定める。

(情報の公開)

第2条 本法人は、別表1に掲げる情報について、ホームページ等を通じて広く社会に公開するものとする。

(情報の開示)

第3条 本法人は、利害関係人から正当な理由に基づく開示請求を受けた場合は、遅滞なく当該請求に係る情報を開示するものとする。ただし、次の各号の何れかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 法令等により開示が制限されているもの
- (2) 秘密保持契約等により開示が制限されているもの
- (3) 開示により第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの
- (4) 開示により研究の適正、公正な競争等を害するおそれがあるもの
- (5) 開示により本法人の正当な利益又は事業の運営を害するおそれがあるもの
- (6) 開示に過分の費用又は役務を要するもの

- 2 前項但書の規定にかかわらず、公益上特に必要と認める場合は、前項第2号から第6号までに該当する情報について、開示することができる。
- 3 本法人は、官公庁等から法令等に基づく開示請求を受けた場合は、遅滞なく当該請求に係る情報を開示する。

(情報開示請求)

第4条 本法人が保有する情報の開示を求める利害関係人は、次に掲げる事項を明らかにし、本人確認書類を添えて請求しなければならない。

- (1) 開示の対象を特定する情報
- (2) 利害関係の内容
- (3) 開示を求める理由

- 2 前項に基づく請求について、別に定めるところに従い又は開示に要する情報整理作業の多寡に応じ、相当と認める手数料を徴収することができる。

(一部開示)

第5条 本法人は、開示請求を受けた情報の一部が前項各号に該当する場合であつて、その残部情報のみの開示が当該請求を行った者の趣旨に合致すると認めるときは、当該残部情報について開示するよう努めるものとする。

(開示の拒否)

第6条 本法人は、第3条第1項但書に基づき開示請求を拒否し、又は前条に基づき一部を不開示とする場合は、開示請求を行った者に対してその理由を通知する。

2 前項に基づく通知は、請求の拒否又は不開示に係る情報の存否を明らかにすることを要さない。また、当該存否を明らかにすることが実質的な開示となり得るときは、当該存否を明らかにしない。

(関係者意見聴取)

第7条 開示請求を受けた情報に当該請求を行った者以外の情報が含まれる場合は、必要に応じて、当該含まれる者に対し開示に係る意見を聴取するものとする。

2 前項に基づく聴取で開示に反対する意見が示された場合であつて当該開示を拒否しないときは、当該聴取の対象者に対し、開示を行う旨及びその理由を通知するものとする。

(開示方法等)

第8条 開示請求を受けた情報の開示は、閲覧、写しの交付、電磁的記録の提供その他適切な方法により行う。

2 閲覧場所への交通費、写しの交付に係る郵送費その他開示に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(事務)

第9条 情報の公開・開示に関する事務は、当該情報を取り扱う部署が行う。ただし、複数の部署に係る情報の開示に関する取りまとめ及び取扱い部署を指定しない情報開示請求については、法人本部総務部が取り扱う。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 公開情報

1. 基礎的情報	(1) 寄附行為
	(2) 建学の精神・教育の目的
	(3) ガバナンスコード
	(4) 役員等名簿
	(5) 役員・評議員報酬等基準
	(6) 学部、学科、課程、研究科及び専攻の各名称
	(7) 校地、校舎等の施設
	(8) 校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画
	(9) 事務組織図
2. 財務・経営	(1) 事業報告書
	(2) 収支計算書
	(3) 貸借対照表
	(4) 財産目録
	(5) 監事監査報告書
	(7) 中長期計画
	(8) 認可申請・届出状況
3. 教育・研究	(1) 学則
	(2) 教育研究上の目的
	(3) 教育研究上の基本組織
	(4) 教育課程の編成・実施方針
	(5) 教員組織・教員
	(6) 各教員が有する学位及び業績
	(7) 授業科目・授業の方法及び内容
	(8) 年間授業計画
	(9) 卒業・修了の認定方針
	(10) 学修成果の評価及び卒業・修了の認定に係る基準
	(11) 設備その他の教育研究環境
4. 評価	(1) 自己点検・評価報告書
	(2) 認証評価結果
	(3) 学生等アンケート結果
5. 法令等遵守	(1) ハラスメント防止ガイドライン
	(2) 公益通報窓口
	(3) 情報セキュリティポリシー

	(4) 個人情報保護方針
	(5) 動物実験取扱状況
	(6) 採択制・外部研究資金（競争的研究費等）取扱状況
6. 学生等	(1) 入学者の受入方針
	(2) 入学者数・収容定員・在学者数
	(3) 卒業・修了者数
	(4) 進学・就職に関する状況（進学・就職者数等）
	(5) 学納金（授業料、入学料等）
	(6) 修学、進路選択、健康維持等に係る支援
	(7) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力
7. その他	(1) 法令等に基づき公表が必要な事項
	(2) 公開が広く学生等の利益となる事項